

第439回小野市議会定例会提出議案の概要について

議案第39号	令和3年度小野市歳入歳出決算の認定について
議案第40号	令和3年度小野市都市開発事業会計決算の認定について
議案第41号	令和3年度小野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第42号	令和3年度小野市下水道事業会計決算の認定について
令和3年度の一般会計、特別会計、都市開発事業会計及び水道・下水道事業会計4件の決算について、議会の認定を求めるもの。	

議案第43号	令和4年度小野市一般会計補正予算（第5号）
<p>（補正内容）</p> <p>①新型コロナウイルスワクチン接種事業等経費 国の方針に基づき実施する5回目のワクチン接種の開始に向けて、ワクチン接種に係る経費と、市民が安心して安全に接種を受けることができるよう、接種体制を確保するための経費を措置しようとするもの。</p> <p>②児童保育給付経費（保育士等処遇改善事業） 臨時的措置として実施していた保育士等の処遇改善（月額3%程度・9,000円）について、10月以降は公定価格に算入することにより恒久的な制度にしようとするもの。</p> <p>③運営事務費（消防団活動装備品整備事業） 消防団員等公務災害補償等共済基金の補助金を活用し、消防団員に安全装備品として携帯用投光器を配備しようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">補正額 180,000千円 追加 補正後総額 23,739,600千円</p>	

議案第44号	令和4年度小野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
<p>人事異動に伴う人件費、確定した前年度繰越金及び前年度県費支出金の精算確定に伴う償還金などを補正しようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">補正額 92,000千円 追加 補正後総額 5,189,000千円</p>	

議案第45号	令和4年度小野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
<p>人事異動に伴う人件費、確定した前年度繰越金及びそれに伴う基金繰入金などを補正しようとするもの。</p>	
	<p>補正額 61,000千円 追加</p> <p>補正後総額 4,571,000千円</p>

議案第46号	令和4年度小野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
<p>人事異動に伴う人件費、確定した前年度繰越金及び前年度繰越金を財源とする広域連合納付金などを補正しようとするもの。</p>	
	<p>補正額 18,200千円 追加</p> <p>補正後総額 730,200千円</p>

議案第47号	令和4年度小野市水道事業会計補正予算（第1号）
<p>職員の会計間異動等に伴う給与費、投資有価証券購入費を補正しようとするもの。</p>	
収益的支出	<p>補正額 300千円 追加</p> <p>補正後総額 1,257,300千円</p>
資本的支出	<p>補正額 303,500千円 追加</p> <p>補正後総額 1,779,500千円</p>

議案第48号	令和4年度小野市下水道事業会計補正予算（第1号）
<p>職員の会計間異動等に伴う給与費を補正しようとするもの。</p>	
収益的支出	<p>補正額 △4,800千円 減額</p> <p>補正後総額 1,625,200千円</p>
資本的支出	<p>補正額 800千円 追加</p> <p>補正後総額 1,510,800千円</p>

議案第 49 号	小野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>育児休業法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業制度について、取得要件の緩和及び取得の柔軟化をしようとするもの。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6ヶ月に達する日まで」に任期満了及び引き続き採用されないことが明らかでないという要件を、子の出生から57日以内に取得する場合は、「子の出生日から57日と6月を経過するまで」に緩和する。 ・ 子が1歳から2歳までの期間での夫婦交代での育児休業の取得を可能とする。 <p style="text-align: right;">[令和4年10月1日施行]</p>	

議案第 50 号	小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
<p>公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙の選挙運動に関して、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、小野市議会議員及び小野市長選挙における選挙運動に関し、条例中に定められる選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするもの。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 選挙運動用自動車</td> <td style="width: 20%;">自動車借入れ</td> <td style="width: 50%;">15,800円→16,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料費</td> <td>7,560円→7,700円</td> </tr> <tr> <td>・ ビラ作成 (単価)</td> <td></td> <td>7円51銭→7円73銭</td> </tr> <tr> <td>・ ポスター作成 (単価)</td> <td></td> <td>525円6銭→541円31銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(企画費)</td> <td>310,500円→316,250円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[公布の日から施行]</p>		・ 選挙運動用自動車	自動車借入れ	15,800円→16,100円		燃料費	7,560円→7,700円	・ ビラ作成 (単価)		7円51銭→7円73銭	・ ポスター作成 (単価)		525円6銭→541円31銭		(企画費)	310,500円→316,250円
・ 選挙運動用自動車	自動車借入れ	15,800円→16,100円														
	燃料費	7,560円→7,700円														
・ ビラ作成 (単価)		7円51銭→7円73銭														
・ ポスター作成 (単価)		525円6銭→541円31銭														
	(企画費)	310,500円→316,250円														